

## 緊急時・災害時の対応について

専修大学玉名高等学校

午前5時30分から午前6時の時点で、生活居住地域（通学経路含む）に警報・特別警報（大雨・暴風・大雪・洪水・地震など）が発令されている場合、または交通機関の不通・運転見合わせや登校に危険や困難が生じる場合、登校せず自宅待機してください。ただし、その旨を担任にご連絡ください。尚、休校に関する情報は、本校ホームページ及び、安心・安全メールで連絡致します。また、必要な場合により、学級担任からお電話差し上げます。

※警報が早めに解除されることが予測できる場合は、始業時刻を遅らせる等の措置を取ることもあります。また、交通機関の復旧後、混雑が予想される場合もありますが、無理のない範囲で登校させてください。

※上記による自宅待機や遅刻は、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

※休校になった場合は、原則として後日登校日を設けます。

※学校連絡先 TEL 0968-72-4151 FAX 0968-73-5688

※本校ホームページアドレス <http://www.senshu.ac.jp>

※本校サイトQRコード



# 【不審者等の学校侵入】

## ①発生に備える対応

### ア 施設設備等環境

- (ア) 登下校時以外の時間帯は、出入り口を限定し、原則門扉を閉めておく。
- (イ) 受付(事務室)の場所を、初めて来校する者にもわかるよう案内の看板を表示する。
- (ウ) 受付には入校証を準備し、来校者に着用させる。
- (エ) 事務室及び職員室等に防犯用具(さすまた等)を配備しておく。
- (オ) 緊急通報(連絡)は非常ベル及びインターホン、校内放送で行う。

### イ 教職員

- (ア) 校長・教頭・生徒指導部長を中心に組織的な対応が適切かつ迅速にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知しておく。
- (イ) 入校証を着用していない来校者には声をかけ、用件を尋ね、受付まで案内することや対応は丁寧に行うものの、来校者から目を離さないように注意することを共通理解しておく。
- (ウ) 常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報をいれることを徹底しておく。
- (エ) 緊急避難時は、人員確認のため授業担当者等が可能な限り出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。

### ウ 生徒

- (ア) 入校証未着用の来校者には、近づかず教職員に迅速に連絡するように指導しておく。
- (イ) 防犯教室を実施し、突然の不審者に遭遇した時の適切な対応を体験的に学習し、危険回避能力を高めておく。
- (ウ) 緊急避難時の心得として「押さない、走らない、しゃべらない」を生徒に指導するとともに、避難指示の校内放送を正確に聴き、パニックに陥らずに、安全かつ迅速な避難ができるようにしておく。
- (エ) 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員点呼を正確・迅速に行うよう指導しておく。

### エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から学校安全に関する学校の方針や具体的取組を保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 地域の警察署、消防署及び関係機関・団体と学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制に努める。
- (ウ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

# 【不審者等の学校侵入】

## ②発生時の即時対応

校内で学校関係者以外の者を発見

【チェック①】  
声かけを行い、入校証の有無を確認

正当な理由無し  
【チェック②】  
・退去を求める  
・応援を要請

退去しない  
対応レベル①対策本部の設置  
不審者の暴力抑止と隔離  
生徒の「一次避難」

【チェック③】  
不審者の暴力を抑止し隔離できたか

隔離できた  
隔離したまま警察の到着を待つ

対応レベル②  
不審者の暴力と移動の抑止  
生徒の「二次避難」  
負傷者への応急手当

【チェック④】  
不審者の暴力や移動を抑止できたか

抑止できた  
隔離したまま警察の到着を待つ

警察による不審者の確保

●事後の対応  
当日の対応  
学校再開に向けた対応

発見者  
連携  
協力  
近隣の教師

退去した  
監視を継続し再侵入を防止

対策本部

不審者抑止班

生徒の安全確保班

対策本部

不審者抑止班

生徒の安全確保班

養護教諭

不審者抑止班

生徒の安全確保班

対策本部

対策本部

①入校証の有無を確認し行動を観察
②必要に応じて近隣教師の応援要請
③挨拶し、丁寧に用件を尋ねて受付に案内
④2m以上の距離を確保し、目を離さない
①正当な理由が無い場合は、本部に連絡し組織的な対応を開始
②複数の教師で退去を要請
③周囲に子どもがいる場合は、生徒と不審者の間に入り生徒の安全を確保
<b>対応レベル①</b>
①校長が緊急対応を指示
ア 「不審者抑止」班の出動
イ 「生徒の安全確保」班の出動
ウ 「救護」班の出動準備
②校内放送
③警察署、関係機関への第一報
①複数で暴力を抑止しつつ、別室に案内して隔離
②周囲に生徒がいる場合は、生徒と不審者の間に入り生徒の安全を確保
③さすまた等を準備し強く退去を説得
①校内放送に従い、教室、体育館、運動場等、その場で生徒を掌握する(出席簿)
②その場で教室等の施錠やバリケード作り等、生徒の安全を確保
<b>対応レベル②</b>
○校長・教頭・生徒指導部長が対応を指示
ア 二次避難の開始
イ 養護教諭の出動
ウ 必要に応じて救急車の要請と誘導
○生徒の避難場所と不審者の間に入り、さすまた等で威嚇しつつ、不審者を生徒から遠ざけて、警察の到着まで時間を稼ぐ(不審者を追い詰めると危険)
①生徒を避難場所に避難させ、安全を確保
②正確・迅速な人員点呼及び健康観察の実施、救急車への添乗
○負傷者が出た場合は応急手当を実施
○可能な限り不審者を監視し、校門や校舎の施錠を行い安全を確保
<b>不審者未確保の場合</b>
①生徒の心身の状態の把握(PTSD等)ークラス担任・養護教諭
②生徒への概要説明と不審者遭遇時の対応説明
③下校手段の確保
ア 家庭連絡し、迎えを要請
イ 育友会への協力要請(教師との見守り)
①被害生徒への見舞と保護者への事情説明(管理職対応)
②報道機関等への対応(窓口一本化、正確に状況を把握し時系列に整理)
①生徒の心のケア(専門家・関係機関との連携)
②再発防止策の検討・実施(関係機関等も交えた検討会)

## 【登下校中の不審者被害】

### ①発生に備える対応

#### ア 施設設備等環境

- (ア) 学校周辺の通学路の安全点検を、時間帯及び季節等に留意して定期的を実施する。
- (イ) 安全点検の結果、改善を必要とする場合は、自治体の関係部局や警察等関係機関に相談し、協力して改善を図る。

#### イ 教職員

- (ア) 校長・教頭・生徒指導部長を中心に組織的な対応が的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟視しておくことはもとより、マニュアルに基づいた対応訓練を実施し、事件発生後は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

#### ウ 生徒

- (ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 通学路を守る(寄り道を避ける)
- 可能な限り複数で登下校する。
- 防犯ブザー携帯の呼びかけ。

- (イ) 危険予測学習の実施により、危険予測・回避能力の向上を図る。
- (ウ) 防犯教室を実施し、突然不審者に遭遇した時の適切な対応を体験的に学習し、危険回避能力を高めておく。

#### エ 保護者や関係機関等

- (ア) 防犯パトロール・育友会の協力を得て、登下校中の安全パトロールや見守り活動を実施し、地域ぐるみで生徒の安全確保に取り組む。  
特に不審者事案等の発生率が高い下校時間帯の安全対策として、生徒が一人で下校しなければならぬ道路区間等を学校安全ボランティア等に提供し、重点的に見守ってもらうよう依頼しておく。
- (イ) 学校安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者や、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (ウ) 地域の警察署や関係機関・団体と、学校安全に関する連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で連携協力体制づくりに努める。
- (エ) 子ども110番の家等に緊急時における生徒の保護を依頼しておく。
- (オ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

## 【登下校中の不審者被害】

### ②発生時の即時対応

登下校中に不審者による被害発生時の第一報が学校に入る

対策本部を設置

被害生徒の安全確保と状況の把握  
被害生徒の応急手当

救急車の到着は

到着  
病院搬送

関係生徒の保護者へ連絡  
病院での対応

不審者の確保は

確保

不審者逃走  
生徒の安全対策が必要

他の生徒の安全確保対策が必要

他の生徒の安全確保

### ●事後の対応

当日の対応

生徒の安全確保班

対策本部

学校再開に向けた対応

対策本部

対策本部

現場対応班

連携

協力

救護班

対策本部

養護教諭

生徒の安全確保班

- ①校長・教頭・生徒指導部長が緊急対応を指示  
ア「現場対応」班の出動  
イ「救護」班の出動  
ウ 交通指導係の出動準備

- ②未通報の場合→警察署への110番通報
- ③負傷者があり未通報の場合→消防署への通報119番
- ④関係機関への第一報

- ①現場に急行し、被害生徒の安全を確保
- ②養護教諭と連携し、事件の状況やけがの程度等を把握し、随時本部に連絡
- ③警察からの情報収集

- けがの有無や程度を確認して応急手当
- 【けが有り】**  
ア 救急車の到着までに必要な応急手当を行うとともに、心の安定を図る  
イ 搬送先の病院に同行し病状を把握
- 【けが無し】**  
ア 被害生徒を保護し心の安定を図る  
イ 警察署に同行し、保護者の到着まで付き添い安心感を与える

- 連絡内容(わかる範囲で)  
ア けがの状況 イ 事故の概要  
ウ 搬送先病院名 エ 保険証の持参

- ①可能な場合は、被害生徒の見舞
- ②容体の変化等を随時対策本部に連絡
- ①校門の管理と生徒の迎え入れ
- ②職員が通学路を巡回して警戒するとともに生徒への注意喚起
- ③防犯パトロール・育友会へ協力を依頼し見守りを強化

- 安全な下校手段の確保(不審者未確保の場合)  
ア 家庭連絡し、迎えを要請  
イ 育友会への協力要請(教師との見守り)

- ①被害生徒の見舞と保護者への事情説明(管理職対応)
- ②関係機関等への対応(窓口一本化、正確に状況を把握し時系列に整理)
- ①生徒の心のケア(専門家・関係機関との連携)
- ②再発防止策の検討・実施(関係機関等も交えた検討会)

## 【登下校中の交通事故】

### ①発生に備える対応

#### ア 施設設備等環境

- (ア) 学校周辺の通学路の安全点検を、時間帯、季節及び天候等に留意して定期的を実施する。
- (イ) 安全点検の結果、改善を必要とする交通施設等や周囲の状況がある場合は、自治体の関係部局や警察等関係機関に相談し、協力して改善を図る。

#### イ 教職員

- (ア) 校長・教頭・生徒指導部長を中心に組織的な対応が的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはとより、マニュアルに基づいた対応訓練を実施し、事故発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 教職員は緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

#### ウ 生徒

- (ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 交通ルールと交通マナーを遵守する。
- 安全確認を徹底する。
- 自転車運転時は前照灯の早めの点灯を励行する。
- 自動車同乗時は全席シートベルト着用を徹底する。

- (イ) 通学別指導や交通講話等、交通指導を実施し、危険予測・回避能力の向上を図る。
- (ウ) 自転車や原付等の安全点検を実施し、整備不良による事故を防止する。

#### エ 保護者や関係機関等

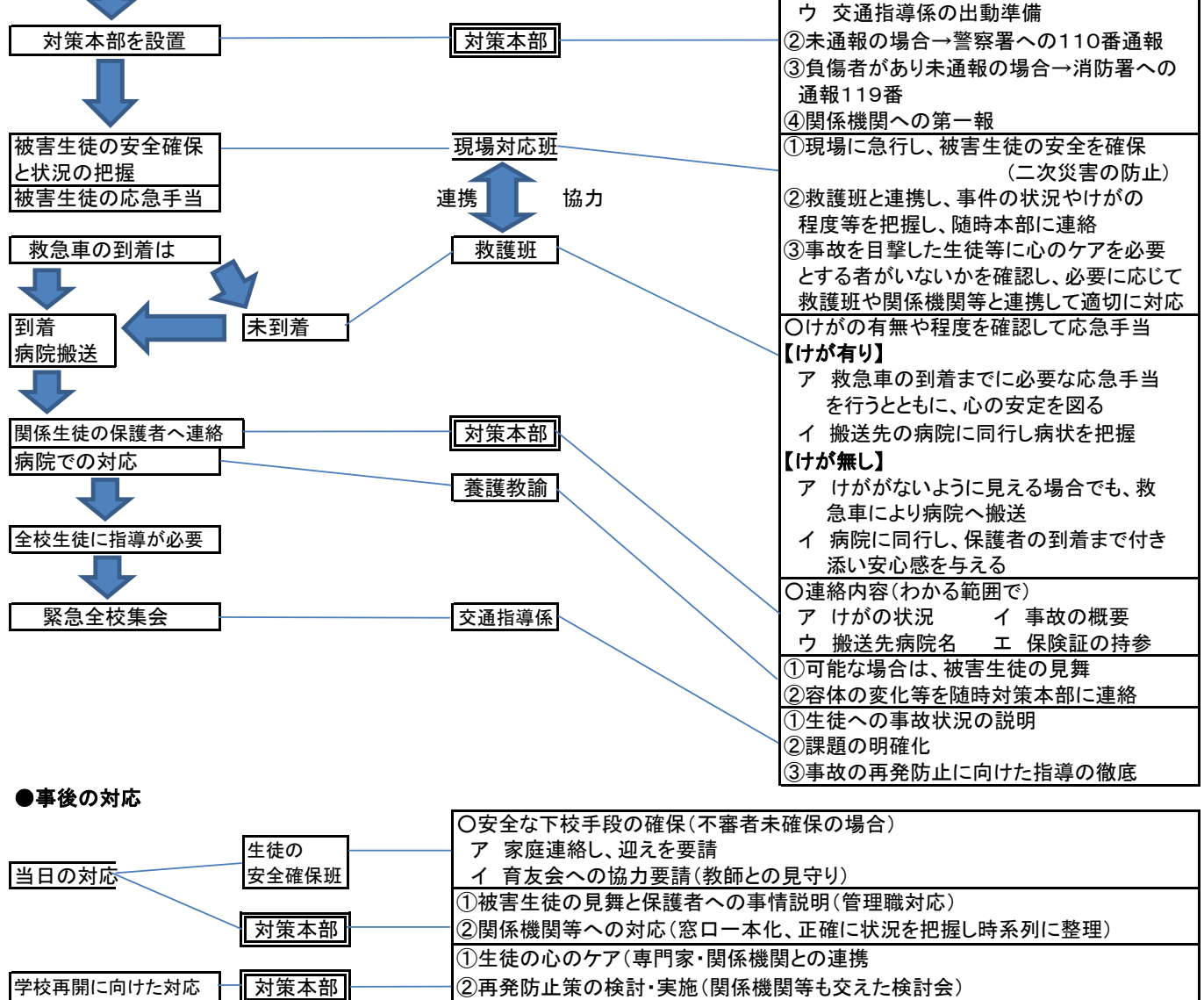
- (ア) 青パト等での巡回を定期的を実施し、地域も含めて生徒の交通安全に取り組む体制を構築しておく。
- (イ) 日頃から、安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (ウ) 学警連と連携し、連絡協議会を開催し、情報交換を深める中で、連携協力体制づくりに努める。
- (エ) 保護者に、事故発生時の学校への緊急連絡を依頼しておく。
- (オ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

## 【登下校中の交通事故】

### ②発生時の即時対応

登下校中の生徒の交通事故の第一報が学校に入る

※対策本部は事故の状況に応じて設置



- ①校長・教頭・生徒指導部長が緊急対応を指示
  - ア 「現場対応」班の出勤
  - イ 養護教諭の出勤
  - ウ 交通指導係の出勤準備
- ②未通報の場合→警察署への110番通報
- ③負傷者があり未通報の場合→消防署への通報119番
- ④関係機関への第一報
- ①現場に急行し、被害生徒の安全を確保（二次災害の防止）
- ②救護班と連携し、事件の状況やけがの程度等を把握し、随時本部に連絡
- ③事故を目撃した生徒等に心のケアを必要とする者がいないかを確認し、必要に応じて救護班や関係機関等と連携して適切に対応
- けがの有無や程度を確認して応急手当
- 【けが有り】
  - ア 救急車の到着までに必要な応急手当を行うとともに、心の安定を図る
  - イ 搬送先の病院に同行し病状を把握
- 【けが無し】
  - ア けががないように見える場合でも、救急車により病院へ搬送
  - イ 病院に同行し、保護者の到着まで付き添い安心感を与える
- 連絡内容(わかる範囲で)
  - ア けがの状況
  - イ 事故の概要
  - ウ 搬送先病院名
  - エ 保険証の持参
- ①可能な場合は、被害生徒の見舞
- ②容体の変化等を随時対策本部に連絡
- ①生徒への事故状況の説明
- ②課題の明確化
- ③事故の再発防止に向けた指導の徹底

### ●事後の対応

- 安全な下校手段の確保(不審者未確保の場合)
  - ア 家庭連絡し、迎えを要請
  - イ 育友会への協力要請(教師との見守り)
- ①被害生徒の見舞と保護者への事情説明(管理職対応)
- ②関係機関等への対応(窓口一本化、正確に状況を把握し時系列に整理)
- ①生徒の心のケア(専門家・関係機関との連携)
- ②再発防止策の検討・実施(関係機関等も交えた検討会)

## 【校内における重大負傷事故・体育授業中、部活動中等の事故】

### ①発生に備える対応

#### ア 施設設備等環境

(ア) 定期、臨時、日常の安全点検を次のことに留意して確実に実施する。

- 生徒の多様な行動を踏まえ安全点検を実施するとともに、地震、自然災害を想定した安全点検を行う。
- 施設設備の腐食、腐朽、変形、摩耗、部品の消失等に注意し、異常や危険の有無を調べる。
- 危険箇所が発見された場合は、速やかに危険物の除去や危険箇所の修繕を行う。
- すぐに改善を図ることが難しい場合は、危険防止の応急措置を行った上で、危険箇所の明示、立ち入りや使用を制限するなどして確実に安全確保を図る。

#### イ 教職員

- (ア) 校長・教頭・生徒指導部長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知できることはもとより、救急法等の対応訓練を実施し、事故発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 休み時間も校内巡回等で注意を呼びかける。
- (ウ) 教職員は緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。
- (エ) 日頃から適切な部活動指導等を心掛ける。
- (オ) 学校生活のルールを生徒とともに確認し、周知徹底を図る。
- (カ) 常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。

(キ) 特に高所からの転落等、頭部打撲や脊髄損傷が疑われる場合は頭部及び脊柱部を保護し、原則その場から動かさず応急手当を救急隊の到着まで続けることを共通理解しておく。

#### ウ 生徒

(ア) 次の点について、指導の徹底を図る。

- 「学校生活のルール」を遵守する。
- 校内で事故等が発見した場合は、速やかに職員に届ける。
- 危険箇所を発見した場合は、その施設設備を使用せず速やかに職員に届ける。

(イ) 施設設備の使用については、生徒に対し、安全な使用方法を具体的に指導して適切な使用がなされるようにしておく。

(ウ) 生活のルールや施設設備の使用方法を指導しながら、危険予測・回避能力の向上を図る。

#### エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から、安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

## 【校内における重大負傷事故・体育授業中、部活動中等の事故】

### ②発生時の即時対応

重大事故発生。負傷者の状況確認  
発見者による応急手当

対策本部を設置

養護教諭による応急手当  
事故現場の掌握と安全確保  
緊急車両の誘導

関係生徒への保護者へ連絡  
病院での対応

全校生徒への指導が必要

事故原因の究明 施設設備の安全管理  
緊急全校集会の開催

発見者

連携 協力

近隣の教師

対策本部

養護教諭

現場対応班

緊急車両誘導班

対策本部

救急車添乗者

現場対応班

連携 協力

安全指導班

- 負傷者の状況確認項目と応急(救命)手当  
・意識なし→気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫(AED)
- ア ・脳、脊髄損傷の可能性あり→頭部及び脊柱部の保護に注意を払いながら応急手当  
・大量出血あり→止血  
・熱中症の疑い→生理食塩水等を与え、身体を冷却
- イ 対策本部に事故の発生を連絡(必要に応じ発見者が消防署へ直接通報)
- ①救急車の要請
- ②校長・教頭・生徒指導部長が緊急対応を指示  
ア 「現場対応班」の出勤  
イ 養護教諭の出勤  
ウ 「緊急車両誘導」班の出勤  
エ 交通指導係の準備
- ③関係機関への第一報
- けがの有無や程度を再確認して応急手当  
※病院搬送の場合は職員が救急車に添乗
- ①現場の安全確保(二次災害を防止)
- ②他の生徒を遠ざける等現場対応の円滑化
- ③事故現場の検証や関係生徒等からの聴取により事故発生の状況を調査
- 校門を開け救急車を誘導する
- 連絡内容  
ア けがの状況      イ 事故の概要  
ウ 搬送先の病院名      エ 保険証の持参
- ①可能な場合は被害生徒の見舞
- ②容体の変化等を随時対策本部に連絡
- ①現場検証を行い事故原因を究明し、安全指導班に情報提供
- ②施設設備等が関係する事故の場合は、使用中の措置や修繕等、迅速に対応
- ①生徒への事故状況の説明
- ②課題の明確化
- ③事故の再発防止に向けた徹底指導

### ●事後の対応

当日の対応

対策本部

- ①危険箇所は立ち入り禁止区域を設定し安全の確保
- ②負傷生徒の見舞と保護者への事情説明(管理職対応)
- ③報道機関への対応(窓口一本化、正確に状況を把握し時系列に整理)

学校再開に向けた対応

対策本部

- ①必要に応じ生徒の心のケア(専門家・関係機関との連携)
- ②再発防止策の検討・実施(関係機関等も交えた検討会)

# 【火災の発生】

## ①発生に備える対応

### ア 施設設備等環境

- (ア) 発火の可能性のある油類や薬品類等の管理は、火元取締・管理責任者を中心に厳重に行うとともに、火気を使用する特別教室等の火気点検を日常的に実施する。
- (イ) 定期的安全点検はもとより、日常の安全点検を励行して物品の整理整頓に努め、火の気のある場所に燃えやすいものをおくことや避難経路を物品等がふさぐことがないように常に留意しておく。
- (ウ) 消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか、定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ) 緊急時に消防車等、緊急車両の進入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪等については、駐車場等を明確にし、整理・整頓しておく。

### イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、救急法等の対応訓練を実施し、火災発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ) 教職員は緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。
- (エ) 緊急時の人員確認のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。
- (オ) 緊急時に持ち出す必要がある重要書類はまとめて保管し、迅速な搬出ができるようにしておく。

### ウ 生徒

「火災発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

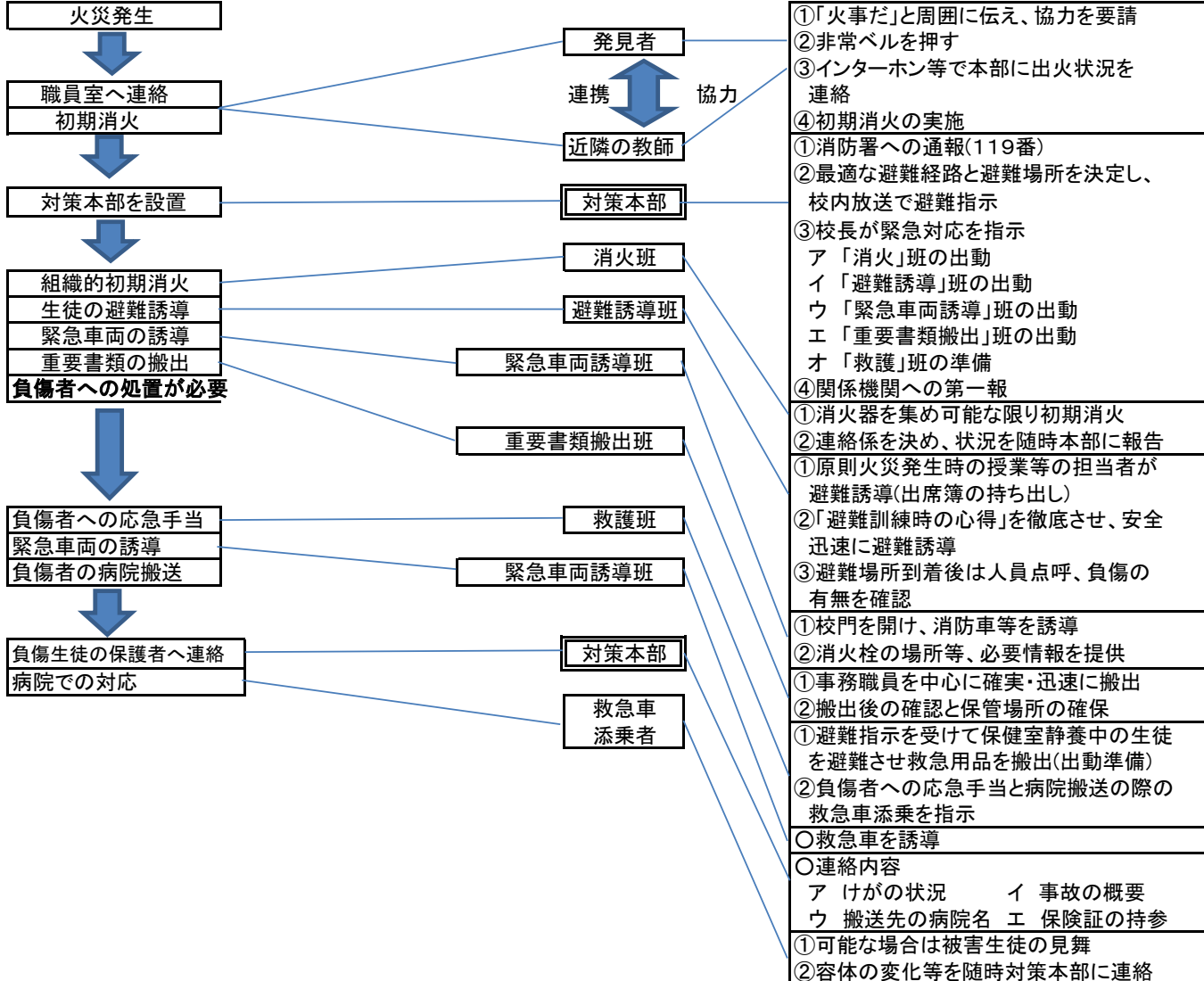
- 火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に職員に連絡する。
- 避難指示の校内放送を正確に聴き、避難経路、避難場所を確認する。
- 教室等の窓や戸は閉めて上履きのまま避難する。
- 特に屋内では、「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹する。
- パニックに陥らず安全・迅速に避難する。
- 煙が充満している場合は、ハンカチ等を口に当て、姿勢を低くして避難する。
- 集団から離れて逆戻りしない。
- 防煙対策のためハンカチを常時携帯する。
- 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員確認を正確・迅速に行う。

### エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

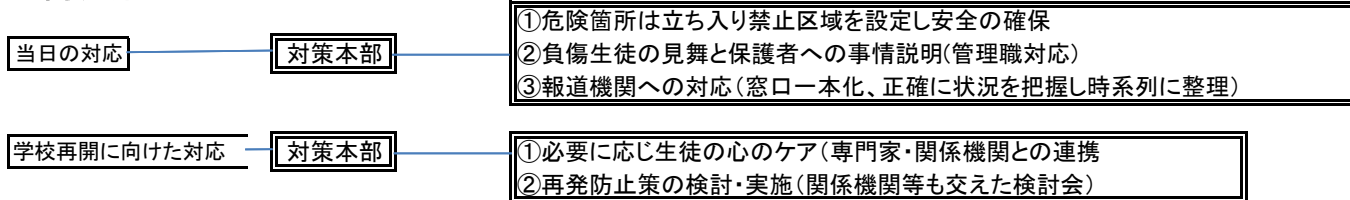
# 【火災の発生】

## ②発生時の即時対応



- ①「火事だ」と周囲に伝え、協力を要請
- ②非常ベルを押し
- ③インターホン等で本部に出火状況を連絡
- ④初期消火の実施
- ①消防署への通報(119番)
- ②最適な避難経路と避難場所を決定し、校内放送で避難指示
- ③校長が緊急対応を指示
  - ア「消火」班の出動
  - イ「避難誘導」班の出動
  - ウ「緊急車両誘導」班の出動
  - エ「重要書類搬出」班の出動
  - オ「救護」班の準備
- ④関係機関への第一報
- ①消火器を集め可能な限り初期消火
- ②連絡係を決め、状況を随時本部に報告
- ①原則火災発生時の授業等の担当者が避難誘導(出席簿の持ち出し)
- ②「避難訓練時の心得」を徹底させ、安全迅速に避難誘導
- ③避難場所到着後は人員点呼、負傷の有無を確認
- ①校門を開け、消防車等を誘導
- ②消火栓の場所等、必要情報を提供
- ①事務職員を中心に確実・迅速に搬出
- ②搬出後の確認と保管場所の確保
- ①避難指示を受けて保健室静養中の生徒を避難させ救急用品を搬出(出動準備)
- ②負傷者への応急手当と病院搬送の際の救急車添乗を指示
- 救急車を誘導
- 連絡内容
  - ア けがの状況
  - イ 事故の概要
  - ウ 搬送先の病院名
  - エ 保険証の持参
- ①可能な場合は被害生徒の見舞
- ②容体の変化等を随時対策本部に連絡

## ●事後の対応



## 【地震の発生】

### ①発生に備える対応

#### ア 施設設備等環境

- (ア) 地震を想定して、施設設備や物品等の転倒や落下の危険があるものについては、固定や補強、設置場所の転換をするなどの安全対策を講じておく。
- (イ) 地震を想定した安全点検の実施により地震発生時の安全確保に努めるとともに、日常的に整理整頓に努めておく。
- (ウ) 消火器、非常ベル、スプリンクラー、火災感知器及び防火扉等の非常設備が正常に作動するか、定期的に点検を行い確認しておく。
- (エ) 緊急時に消防車等、緊急車両の進入を妨げないよう、校内の駐車、駐輪等については、駐車場等を明確にし、整理・整頓しておく。
- (オ) 緊急時の情報収集のための携帯ラジオや携帯テレビ等を準備しておく。

#### イ 教職員

- (ア) 校長を中心に組織的な対応が迅速で的確にとれるよう、全職員がマニュアルを熟知することはもとより、救急法等の対応訓練を実施し、地震発生時は即時対応できるようにしておく。
- (イ) 消火器や非常ベルの設置位置を把握しておく。
- (ウ) 教職員は緊急対応の必要性から常に連絡できる体制を作っておき、緊急時には管理職に第一報を迅速に入れることを徹底しておく。
- (エ) 緊急時の人員確認のために授業担当者等が出席簿を持ち出すよう共通理解しておく。
- (オ) 緊急時に持ち出す必要がある重要書類はまとめて保管し、迅速な搬出ができるようにしておく。

#### ウ 生徒

「地震発生時の心得」として、次の点について指導の徹底を図る。

#### 【強い揺れを感じたら】

- 屋内にいる場合は、慌てて屋外に飛び出さず、落下物や倒壊による被害を避けるため、棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、机の下にもぐり込むか、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。動ける余裕がある場合は、避難路を確保するため戸を開けておく。なお、屋外にいる場合は、倒壊する可能性の高い工作物から離れて姿勢を低くする。

#### 【強い揺れがおさまったら】

- 火気使用の場合は直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。
- 避難指示の校内放送を正確に聴き、避難経路、避難場所を確認する。
- 特に屋内では「押さない、走らない、しゃべらない」避難態度に徹し、上靴のまま避難する。
- パニックに陥らず安全・迅速に避難する。
- 集団から離れて逆戻りしない。

#### 《津波被害が想定される場合の対応》

- 校舎の3階以上へ避難する。情報収集により、さらに安全な場所へ避難する。
- 警報、注意報が解除されるまで避難場所にとどまる。

#### 【火災が発生したら】

- 火災を発見したら、非常ベルを押し、迅速に職員に連絡する。
- 煙が充満している場合は、ハンカチ等を口に当て、姿勢を低くして避難する。
- 防煙対策のためハンカチを常時携帯する。

#### 【避難場所に到着したら】

- 避難場所に集合する際は、整列して着座し、人員確認を正確・迅速に行う。

#### エ 保護者や関係機関等

- (ア) 日頃から、学校安全に関する学校の方針や具体的取り組みを保護者をはじめ、広く地域に啓発し、理解と協力を求めておく。
- (イ) 保護者への緊急連絡リストを作成しておく。

#### オ 事前に想定・確認しておくべきこと

- (ア) JR・路線バス等の公共交通機関及び、スクールバスの運行停止。
- (イ) 寮生の安全確保と保護者への連絡。帰省方法の確認。

## 【地震の発生】

### ②発生時の即時対応

